

ベースロード市場について

2019年2月28日

資源エネルギー庁

適正な電力取引についての指針の改正、 及び、ベースロード市場ガイドラインの作成について

- ベースロード市場については、貫徹小委中間とりまとめを踏まえ、制度検討作業部会において詳細設計を議論し、昨年7月に中間とりまとめを行った。ベースロード市場は、本年7月に開設を予定している。
- 旧一般電気事業者の発電事業者等に対して制度的措置として市場への投入を求めるとともに、適切に市場監視を行うため、「適正な電力取引についての指針」にベースロード市場における適正な電力取引のあり方を位置づけることとしたい。
- また、ベースロード市場の取引の参考として、「ベースロード市場ガイドライン（案）」を作成することとしたい。
- 今般、中間とりまとめの内容に基づき、「ベースロード市場ガイドライン（案）」を作成したため、確認いただきたい。

適正な電力取引についての指針の改正内容について

- 適正な電力取引についての指針には、以下を位置づける予定である。
 - 大規模発電事業者は、電気事業法上規制をされていないが、ベースロード市場の目的を達成するため、卸電力取引所など卸電力市場が活性化されるまでの間は、新規参入した小売電気事業者のベース需要に対し十分な量を市場へ投入するような配慮を行うことが適当である。
 - 具体的には、大規模発電事業者がベースロード市場に電力を投入する際、「ベースロード市場ガイドライン（案）」に規定する算定式にしたがって、資源エネルギー庁が算定した量を下回らない量の電力をベースロード市場に投入する。
 - 供出価格については、自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準としない。
 - 市場の活性化の観点から、大規模発電事業者以外の事業者がベースロード市場に電力を投入することも推奨される。
- ※ ここでいう大規模発電事業者は、全国で500万kW以上の発電規模を有する発電事業者、その親会社又は当該発電事業者若しくはその親会社から3分の1以上の出資を受ける発電事業者である。